

医療法人 光洋会 行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日までの1年間

2. 内容

目標1：産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口の設置、及び保育所の設置。

<対策>

- 平成23年 4月～ 相談窓口の設置（総務課）
- 平成28年12月～ 職員の為の保育所の設置予定

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成27年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する